

那覇市公報

第 1 6 8 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇公 告◇

- 那覇市役所真和志庁舎コミュニティ会議室空調機を取替工事に関する制限付
一般競争入札の実施について (管財課) 1641
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 1643
- 都市公園の設置及び供用開始について (公園管理課) 1643
- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) 1645
- 保有個人情報目的外利用届出書の公表について (市民生活安全課) 1665
- 平成 29 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について
(法制契約課・上下水道局 総務課) 1667
- 那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について (保健総務課)
..... 1673
- 那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について (保健総務課)
..... 1675
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 1677

◇上下水道局規程◇

- 那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程
..... 1678
- 那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程..... 1680
- 那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程..... 1693
- 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程
..... 1703
- 那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程..... 1706

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1709
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 1710

公 告

那覇市公告第 534 号

平成 29 年 1 月 30 日

掲 示 済

那覇市役所真和志庁舎コミュニティ会議室空調機を取替工事に関する制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

件 名 那覇市役所真和志庁舎コミュニティ会議室空調機を取替工事

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を備えていなければ、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱で定める入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (6) 「平成28年度那覇市物品入札参加資格者名簿」の業種「17 冷暖房器具及びガス器具類、厨房器具類」に掲載されており、那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在がある者

3 入札 (現場) 説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年 2 月13日 (月) 13時30分
- (2) 場 所 那覇市寄宮 2 丁目32番 1 号
那覇市役所真和志庁舎地下 コミュニティ会議室

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年 2 月20日 (月) 13時30分
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁 5 階会議室 (501)

5 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、那覇市契約規則第 8 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合は免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 その他

入札参加希望者は、配布する入札説明書等を熟読し、これを遵守すること。

9 お問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 561 号

平成 29 年 2 月 15 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 562 号

平成 29 年 2 月 16 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

公園の名称	新都心公園
公園の位置	那覇市おもろまち地内
供用開始の期日	平成 29 年 3 月 1 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位 置 図

S=1/20,000



今回供用開始箇所

那覇市公告第 568 号
平成 29 年 2 月 17 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部クリーン推進課			電話889-3567
個人情報管理責任者	クリーン推進課長			
業 務 の 名 称	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の過料処分に係る滞納処分			
業 務 の 目 的	地方自治法231条の3第3項に基づく地方税法の各条項で準用する国税徴収法第141条の規定に基づき、滞納者の戸籍・住民票等の財産状況等の滞納処分に必要な調査のため			
個人情報の対象者	過料処分の滞納者			
業務の開始年月日	平成28年7月8日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ◆本人以外(本人同意・法令等 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(調査時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	当該業務は、緊急性を要し、ただちに調査をしなければ対象財産が処分される恐れがあったため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	鳥獣(メジロ)飼養登録更新業務			
業 務 の 目 的	鳥獣(メジロ)の飼養登録更新に関する事務を行う。			
個人情報の対象者	飼養登録更新者			
業務の開始年月日	平成22年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号	☒ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由	
☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()		
☐ 本 籍	☐ 学業成績			
☐ 続 柄	☐ 勤務成績			
☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()			
☐ 婚姻離婚	心 身		その他	
☐ そ の 他 ()	☐ 健康状態	☐		
	☐ 容 姿	☐		
	☐ 病 歴	☐		
	☐ 障がい程度	☐		
	☐ そ の 他	☐		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(更新時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	こどもエコクラブ推進事業			
業 務 の 目 的	こどもエコクラブの環境学習・活動を推進する。			
個人情報の対象者	こどもエコクラブ関連イベントでの講師及び参加者			
業務の開始年月日	平成7年頃			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☐ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績		
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()		
	☐ 婚姻離婚			
	☐ そ の 他 ()	心 身	その他	
		☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申込時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課	電話 098-951-3229		
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	環境保健サーベイランス調査事業			
業 務 の 目 的	大気汚染における健康被害を未然に防止する対策の立案、実施のための基礎となる地域健康データを継続して収集する。			
個人情報の対象者	調査対象者、調査票回収依頼者			
業務の開始年月日	平成29年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☒ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績	()	
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他		
	☐ 婚姻離婚	()		
	☐ そ の 他	心 身	その他	
	()	☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(調査時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	浄化槽に関する業務			
業 務 の 目 的	浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。			
個人情報の対象者	浄化槽の設置者			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☒ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績		
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()		
	☒ そ の 他 (連絡先)	心 身	その他	
		☐ 健康状態	☒ 浄化槽の設置状況等	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度		
		☐ そ の 他		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(届出・検査時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1.2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	水資源有効利用推進事業			
業 務 の 目 的	市民の豊かな生活を保障するとともに、沖縄の自然環境を保全するため、水資源の有効利用と節水その他の施策を推進している。			
個人情報の対象者	・本市において建築物を建築しようとする者 ・那覇市雨水施設等設置費補助金の申請者			
業務の開始年月日	平成10年頃			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他	☒ 建築物等の 構造及び 内容等 ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	漫湖に関すること及び環境啓発事業、自然保護に関すること			
業 務 の 目 的	環境の保全に対する啓発などを目的として実施している			
個人情報の対象者	イベント等の講師や参加者			
業務の開始年月日	平成15年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☐ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績		
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()		
	☒ そ の 他 (連絡先)	心 身	その他	
		☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 <u>本人同意</u> 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(イベント開催時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課			電話 098-951-3229
個人情報管理責任者	環境保全課長			
業 務 の 名 称	那覇市墓地等の経営許可等に関すること			
業 務 の 目 的	墳墓等（新設・改築）についての経営許可業務			
個人情報の対象者	墳墓等の新設・改築する市民			
業務の開始年月日	平成24年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☒ 本 籍	☐ 学業成績		
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()		
	☐ 婚姻離婚			
	☒ そ の 他 (連絡先)	心 身	その他	
		☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成29年2月2日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子 印

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 保健総務課 電話6052		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H29年 3月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	感染症予防等業務 H25年 4月 1日		
廃止又は変更の 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務(関係者会議の委員で報償費を支給する場合)が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成15年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	建築事前協議制度		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴う担当部課名変更のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	・届出担当課「環境公害課」 ・個人情報管理責任者「外間長善」	・届出担当部課を「環境部環境保全課」に変更する。 ・個人情報管理責任者を「環境保全課長」に変更する。 ・個人情報の収集方法に「本人以外（本人同意）」を追加する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成15年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	公害の苦情処理相談及び紛争の処理		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴う担当部課名変更のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	・届出担当課「環境公害課」 ・個人情報管理責任者「外間長善」	・届出担当部課を「環境部環境保全課」に変更する。 ・個人情報管理責任者を「環境保全課長」に変更する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成25年12月27日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	墓地使用許可業務		
廃止又は変更の 理 由	那覇市霊園条例改正のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	・届出担当課「環境公害課」 ・個人情報管理責任者「外間長善」 ・業務の名称「墓地使用許可業務」 ・業務の目的「那覇市霊園条例に基づく許可業務」	・届出担当部課を「環境部環境保全課」に変更する。 ・個人情報管理責任者を「環境保全課長」に変更する。 ・業務の名称を「那覇市識名霊園内施設の使用許可業務」に変更する。 ・業務の目的を「那覇市霊園条例に基づく使用許可業務」 ・収集等する個人情報の内容に「親族関係」を追加する。 ・個人情報の収集方法に「本人以外（本人同意）」を追加する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年5月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	住宅騒音防止対策事業		
廃止又は変更の 理 由	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく、騒音対策区域(第一種区域)の拡大に伴う変更のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	・届出担当課「環境公害課」 ・個人情報管理責任者「外間長善」 ・個人情報の対象者「具志・宮城(全部)、高良・宇栄原(一部)」	・届出担当部課を「環境部環境保全課」に変更する。 ・個人情報管理責任者を「環境保全課長」に変更する。 ・個人情報の対象者を「具志・宮城(全部)、高良・宇栄原・赤嶺(一部)」に拡大する。 ・収集等する個人情報の内容に「性別」、「生年月日」、「親族関係」、「資産状況」を追加する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止)変更)届出書

平成29年 2 月 2 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 教育研究所 電話 917-3441		
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成10年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	相談業務に関すること		
廃止又は変更の 理 由	平成10年度の教育委員会組織改編に伴い、同業務が青少年センター (現 教育相談課)へ移行したため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止)変更)届出書

平成29年 2 月 2 日

那覇市長 宛

教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 教育研究所 電話 917-3441		
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成15年 4 月 1 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	適応指導に関すること		
廃止又は変更の 理 由	平成15年度の教育委員会組織改編に伴い、同業務が青少年センター (現 教育相談課)へ移行したため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止 変更)届出書

平成29年 2 月 2 日

那覇市長 宛

教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 教育研究所 電話 917-3441		
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成25年 4 月 1 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	宿泊研修に関すること 平成25年 4 月 1 日		
廃止又は変更の 理 由	那覇市が中核市へ移行したことに伴い、沖縄県が実施していた教員の初任者研修が那覇市(教育委員会)の業務として新たに義務付けられたため、研修内容を変更した。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	①業務の目的(生徒指導主任の資質の向上) ②対象者(生徒指導主任) ③個人情報の内容(社会的活動：職業、地位)	①新規採用教員の資質の向上 ②新規採用教員 ③削除	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成26年3月31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	市内井戸・湧水等調査事業 平成24年11月6日		
廃止又は変更の 理 由	当該事業が終了したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成24年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	墳墓等（新設・改築）についての意見書受付願い		
廃止又は変更の 理 由	沖縄県から本市に業務移管されたことにより、当該事業が終了したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年2月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境保全課 電話 098-951-3229		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成26年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	納骨堂使用許可業務		
廃止又は変更の 理 由	那覇市識名霊園付属納骨堂条例廃止のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 569 号
平成 29 年 2 月 17 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成29年 2月 8日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	クリーン推進課
業 務 の 名 称	資源化物収集運搬禁止行為指導員業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 平成 年 月 日 ☒ 随 時(勧告等を行う)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	資源化物収集運搬禁止行為指導業務における 勧告・命令・告知・過料を科す対象者の氏名		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第23条の2」の違反行為に対し、同条例に基づく勧告(第23条の3第2項)・命令(第23条の4)・(過料(第35条及び第36条)及び告知(那覇市廃棄物の減量化推進及び適正処理に関する規則第8条)を科す対象者の氏名を特定する為。		
届 出 担 当 部 課	環境部 クリーン推進課 電話 889-3567		

那覇市公告第 586 号

平成 29 年 3 月 1 日

平成 29 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則第 4 条及び那覇市上下水道局契約事務規程第 5 条の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子
上下水道事業管理者 翁長 聡

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件 名 | ①平成 29 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②平成 29 年度那覇市庁舎等警備業務委託
(別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり) |
| (2) 履行場所 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (3) 履行内容 | 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布) |
| (4) 契約予定日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| (5) 履行期間 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (6) 特記事項 | 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に定める資格を全て満たすこと。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。 |
| (2) | 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。 |

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (4) 本市を所在とする本店、支店及び営業所のいずれかを有し、かつ沖縄県内に本店があること。
- (5) 警備業務にあつては公安委員会認定の者であること。
- (6) 清掃業務にあつては県知事登録の者であること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (8) 本市において指名停止の措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1、別表 2 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	平成 29 年 3 月 7 日 (火) 受付 9 : 30 説明 9 : 50	平成 29 年 3 月 7 日 (火) 受付 13 : 30 説明 13 : 50
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	平成 29 年 3 月 23 日 (木) 受付 9 : 30 入札 9 : 50	平成 29 年 3 月 23 日 (木) 受付 13 : 30 入札 13 : 50
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

(ア) 入札書 (本市様式)

(イ) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)

(3) 特記事項

この公告は、平成 29 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、本入札案件は、平成 29 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 明らかに連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 郵送による入札は認めない。

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。

	清 掃	警 備
Aランクの者	A級 1 件及びB級 1 件	A級 1 件及びB級 1 件
	A級 1 件及びC級 1 件	A級 1 件及びC級 1 件
	B級 2 件	B級 2 件
	B級 1 件及びC級 1 件	B級 1 件及びC級 1 件
	C級 2 件	C級 2 件
Bランクの者	B級 1 件	B級 1 件
	C級 2 件	C級 2 件
Cランクの者	C級 1 件	C級 1 件

10 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

11 正当報酬受領書の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書または契約書に定めるとおり、正当報酬受領書を提出すること。

12 留意事項

契約を締結した者が正当な理由がなくて契約を履行しなかったときは、名簿からその者の登録を取り消すものとする。

名簿から登録を取り消された者は、その事実があった後 2 年を経過していないと、名簿に登録をすることはできない。

13 お問合せ先

那覇市 総務部 法制契約課 物品調達グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-951-3253 F A X 098-943-0289

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件 番号	等級	件名	履行場所	契約形態	履行期間		所管課
					開始年月日	終了年月日	
1	A級	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	那覇市公民館・図書館(7館)	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	中央公民館
2	B級	平成 29 年度交通広場及び道路情報センター清掃委託業務	交通広場及び道路情報センター	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	道路管理課
3	C級	那覇市 IT 創造館清掃業務委託	那覇市 IT 創造館	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	商工農水課
4	C級	那覇市消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	消防局 総務課
5	C級	那覇市公衆便所等清掃及び保守管理業務委託	栄町、烏堀、前島北、経済連市場公衆便所	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	クリーン推進課
6	C級	壺屋焼物博物館清掃業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	文化財課(壺屋焼物博物館G)
7	C級	那覇市北保健センター清掃業務委託	那覇市北保健センター	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	地域保健課
8	C級	首里支所庁舎清掃業務委託契約	那覇市首里支所	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	ハイサイ市民課 首里支所
9	C級	小禄支所庁舎清掃業務委託	那覇市役所小禄支所	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	ハイサイ市民課 小禄支所
10	C級	那覇市歴史博物館清掃業務委託契約	那覇市歴史博物館	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	文化財課(歴史博物館G)
11	C級	路上喫煙禁止地区設置灰皿及び広場清掃委託契約	路上喫煙禁止地区設置灰皿及びびろ広場 那覇前広場	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	観光課
12	C級	那覇市中心商店街にぎわい広場清掃業務委託	那覇市中心商店街にぎわい広場	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	なはまちなか振興課

別表 2 : 警備業務委託案件一覧

案件 番号	等級	件名	履行場所	契約形態	履行期間		所管課
					開始年月日	終了年月日	
1	A級	那覇市立図書館・公民館警備業務委託 なは市民協働プラザ警備業務委託	那覇市公民館・図書館 (7館) なは市民協働プラザ	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	中央図書館
2	A級	那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託	那覇市上下水道局庁舎	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	まちづくり協働 推進課
3	A級	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	上下水道局 総務課
4	A級	玉陵・識名園警備業務委託	玉陵・識名園	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	文化財課(壺屋 焼物博物館G)
5	A級	那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務委託	玉陵・識名園	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	文化財課(文化 財G)
6	B級	那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務委託	那覇市中心商店街 にぎわい広場	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	なはまちなか振 興課
7	B級	首里支所庁舎警備業務委託 契約	那覇市首里支所	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	ハイスイ市民課 首里支所
8	C級	小禄支所庁舎警備業務委託	那覇市役所 小禄支所	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	ハイスイ市民課 小禄支所
9	C級	那覇市IT創造館警備業務委託	那覇市IT創造館	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	商工農水課
10	C級	那覇市民会館警備業務委託	那覇市民会館	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	文化振興課
11	C級	平成 29 年度都市公園巡回警備業務委託	新都心公園・他 11公園	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	公園管理課
12	C級	平成 29 年度おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託	おもろまち交通広場道路 情報センター	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	道路管理課
13	C級	那覇市保健センター・北保健センター警備業務委託	那覇市保健センター・ 北保健センター	単年度	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	地域保健課
14	C級	那覇市し尿等下水道放流施設警備業務委託	し尿等下水道放流施設	長期継続 契約	平成 29 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	クリーン推進課

那覇市公告第 587 号
平成 29 年 3 月 1 日

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 保健所施設環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 : 那覇市保健所 (所在地 : 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号)
- (3) 履 行 内 容 : 別紙仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日 : 平成 29 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 : 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 8 号の登録があること。
- (2) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。
- (4) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成 29 年 3 月 8 日 (水) 午前 15 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

4 入札説明会時提出書類

- 2. (1) ~ (4) が確認できる書類

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 29 年 3 月 23 日 (木) 午前 11 時

場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

那覇市保健所 3 階 多目的室 A

6 入札時提出書類

(1) 入札書 (市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状 (市様式)

7 入札保証金

入札保証金は免除 (那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号)

8 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき

(2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき

(3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき

(4) 入札書に記名押印 (代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印) を欠いたとき

(5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は ¥ マークの記載がないとき

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(7) 明らかに談合と認められるとき

(8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき

(9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき

(10) その他入札に関する条件に違反したとき

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 砂川

〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 588 号

平成 29 年 3 月 1 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 那覇市保健所施設空調設備保守管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 : 那覇市保健所 (那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号)
- (3) 履 行 内 容 : 別紙仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日 : 平成 29 年 4 月 1 日
- (5) 契 約 期 間 : 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で空調設備保守管理業務の請負実績があること。

3 入札説明会の日時及び場所

日時 : 平成 29 年 3 月 8 日 (水) 午前 14 時
場所 : 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

4 入札説明会時提出書類

2.(1)～(2)が確認できる書類

5 入札執行の日時及び場所

日時 : 平成 29 年 3 月 23 日 (木) 午前 10 時
場所 : 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

6 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

7 入札保証金

入札保証金は免除 (那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号)

8 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印 (代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印) を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

9 郵送による入札は認めない

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 砂川
〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
電話 098-853-7964 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 589 号

平成 29 年 3 月 1 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 5 月 25 日 第 H26-07-01 号 那覇市指令都建第 1060 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市三原二丁目 212 番 1、216 番、212 番 48、212 番 70、217 番 1
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県浦添市前田三丁目 3 番 5 号
宗教法人 日本聖公会 沖縄教区 代表役員 上原 榮正
- 5 検査済証番号
平成 29 年 2 月 8 日 那都建第 800 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 1 月 23 日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号

平 成 2 9 年 2 月 1 3 日

公 布 済

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成11年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用の基準) 第2条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用することができる。 (1) 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第7号に定める職員をいう。以下同じ。)が育児休業する場合 (2)～(4) [略] (5) 定数職員が継続して1月以上の期間那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)第12条の2の規定により介護休暇を受ける場合 (6) [略] (任用候補者名簿) 第3条 [略] 2 前項に規定する臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望するもので、原則として60歳未満の者を登載するものとする。 3～4 [略]	(任用の基準) 第2条 [略] (1) 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号に定める職員をいう。以下同じ。)が育児休業する場合 (2)～(4) [略] (5) 定数職員が継続して1月以上の期間那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)第12条の6の規定により介護休暇を受ける場合 (6) [略] (任用候補者名簿) 第3条 [略] 2 前項に規定する臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望するもので、原則として65歳未満の者を登載するものとする。 3～4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 2 号
平 成 2 9 年 2 月 1 3 日
公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 [略] <u>(第3条～第8条)</u>	第2章 [略] <u>(第3条―第8条)</u>
第3章 [略] <u>(第9条～第16条)</u>	第3章 [略] <u>(第9条―第16条)</u>
第4章 [略] <u>(第17条～第22条)</u>	第4章 [略] <u>(第17条―第23条)</u>
第5章 [略] <u>(第23条～第25条)</u>	第5章 [略] <u>(第24条―第26条)</u>
第6章 [略] <u>(第26条・第27条)</u>	第6章 [略] <u>(第27条・第28条)</u>
第7章 [略] <u>(第28条)</u>	第7章 [略] <u>(第29条)</u>
付則	付則
<u>(異動に係る料金)</u>	<u>(異動に係る料金の精算)</u>
第20条 料金を調定した後、その算定基準に異動があったときは、 <u>翌月分</u> の料金において精算する。	第20条 料金を調定した後、その算定基準に異動があったときは、 <u>次回</u> の料金において精算する。
<u>2 料金納付後、過払いがあったことを認めた場合は、還付又は次回徴収の料金で精算する。</u>	<u>(過誤納に係る料金の精算)</u> <u>第21条 管理者は、過誤納金がある場合は、当該過誤納金を遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該過誤納金の還付を受けるべき使用者又は管理人に未納の料金があるときは、これを当該未納の料金に充当することができる。</u>
	<u>2 管理者は、使用者又は管理人の承諾がある場合は、料金に係る過誤納金を次回以降に徴収する料金に充当することができる。</u>
	<u>3 管理者は、第1項のただし書又は前項の規定により充当したときは、その旨を使用者又は管理人に通知するものとする。</u>
<u>第21条 [略]</u>	<u>第22条 [略]</u>

(料金、手数料等の減免の申請) <u>第22条</u> 条例<u>第31条</u>に規定する料金等の減額又は免除は、水道料金等減免申請書(第14号様式)の提出をさせて行なう。 <u>第23条</u> [略] (督促状の指定期限) <u>第24条</u> 条例<u>第34条第1項</u>に規定する督促状に指定すべき期限は、その発送の日から15日以内とする。 (給水の停止の方法) <u>第25条</u> 条例<u>第35条</u>に規定する給水の停止は、止水栓の閉栓、仕切弁の閉弁、メーターの撤去又は配水管と給水装置との連絡を切断することによって行う。 (小規模貯水槽水道の管理等) <u>第26条</u> 条例<u>第40条第2項</u>の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りでない。 (1)～(2) [略] <u>第27条～第28条</u> [略] [第1号様式 別記] [第1号様式の2 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記]	(料金等の減免の申請) <u>第23条</u> 条例<u>第32条</u>に規定する料金等の減額又は免除は、水道料金等減免申請書(第14号様式)の提出をさせて行なう。 <u>第24条</u> [略] (督促状の指定期限) <u>第25条</u> 条例<u>第31条第1項</u>に規定する督促状に指定すべき期限は、その発送の日から15日以内とする。 (給水の停止の方法) <u>第26条</u> 条例<u>第36条</u>に規定する給水の停止は、止水栓の閉栓、仕切弁の閉弁、メーターの撤去又は配水管と給水装置との連絡を切断することによって行う。 (小規模貯水槽水道の管理等) <u>第27条</u> 条例<u>第39条第2項</u>の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りでない。 (1)～(2) [略] <u>第28条～第29条</u> [略] [第1号様式 別記] [第1号様式の2 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記]
---	---

[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]
[第14号様式 別記]	[第14号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分がまったくない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書

[略]	給水工事係		計量係		用途 ・一般用 ・連合専用 ・臨時給水 ・譲渡幹線	[略]
	係 長	係	係	水 道 番 号		
				[略]		
[略]						
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 様 [略]				[略]	
[略]						

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書

[略]	給水工事係		水 道 番 号	用途 ・一般用 ・連合専用 ・臨時給水 ・譲渡幹線	[略]
	係 長	係			
[略]					
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 宛 [略]				[略]
[略]					

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第1号様式の2(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書

[略]	給水工事係		計量係		用途	[略]
	係 長	係	係	水 道 番 号	・ 臨時給水 ・ 各戸検針	
				[略]		
[略]						
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 様 [略]				[略]	
[略]						

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第1号様式の2(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書

[略]	給水工事係		水 道 番 号	用途	[略]
	係 長	係		・ 臨時給水 ・ 各戸検針	
			[略]		
[略]					
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 宛 [略]				[略]
[略]					

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第8条第3号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

(裏面)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第8条第3号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

(裏面)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]								
那覇市上下水道局事業管理者 <u>様</u>								
[略]								
[略]	業務係			計量係		担当 副参 事	給水工事係	
	係長	主査	<u>係</u>	係長	<u>係</u>		係長	<u>係</u>

[略]

(裏)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]								
那覇市上下水道局事業管理者 <u>宛</u>								
[略]								
[略]	業務係			計量各戸検針係		担当 副参 事	給水工事係	
	係長	主査	<u>担当</u>	係長	<u>担当</u>		係長	<u>担当</u>

[略]

(裏)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]							
那覇市上下水道局事業管理者 <u>様</u>							
[略]							
[略]							
課長	<u>各戸検針係</u>		<u>計量係</u>		担当 副参 事	給水工事係	
	係長	<u>係</u>	係長	<u>係</u>		係長	<u>係</u>

[略]

(裏)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]							
那覇市上下水道局事業管理者 <u>宛</u>							
[略]							
[略]							
課長	<u>計量各戸検針係</u> <u>(各戸関係)</u>		<u>計量各戸検針係</u> <u>(計量関係)</u>		担当 副参 事	給水工事係	
	係長	<u>担当</u>	係長	<u>担当</u>		係長	<u>担当</u>

[略]

(裏)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第5号様式(第11条第1項関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第11条第1項関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第6号様式(第11条第2項関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第11条第2項関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第7号様式(第12条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第12条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第8号様式(第13条第1号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第13条第1号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第9号様式(第13条第2号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第9号様式(第13条第2号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第10号様式(第13条第3号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第10号様式(第13条第3号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第11号様式(第13条第4号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第11号様式(第13条第4号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第12号様式(第13条関係)

[略]		
那覇市上下水道局事業管理者 <u>様</u>		
[略]		
[略]	料金サービス課長	計量係長
		係員

[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

[略]		
那覇市上下水道局事業管理者 <u>宛</u>		
[略]		
[略]	料金サービス課長	計量各戸検針係長
		担当

[略]

[改正前 別記]

第13号様式(第13条第6号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第13条第6号関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第14号様式(第22条関係)

水道料金等減免申請書	
那覇市上下水道事業管理者 様	
	年 月 日 担当者
[略]	
年 月 日、漏水箇所については、修理しましたので、修理領収書を添えて、 那覇市水道給水条例第31条に基づき水道料金を減免していただきますよう申請します。	

[改正後 別記]

第14号様式(第23条関係)

水道料金等減免申請書	
	年 月 日
那覇市上下水道事業管理者 宛	
[略]	
年 月 日、漏水箇所については、修理しましたので、修理領収書を添えて、 那覇市水道給水条例第32条に基づき水道料金を減免していただきますよう申請します。	

那覇市上下水道局規程第 3 号

平 成 2 9 年 2 月 1 3 日

公 布 済

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市下水道条例施行規程(平成17年那覇市上下水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条—第2条)</u> <u>第2章 排水設備の設置等(第3条—第7条)</u> <u>第3章 公共下水道の使用(第8条—第18条)</u> <u>第4章 行為の許可(第19条—第23条)</u> <u>第5章 雑則(第24条—第27条)</u> <u>付則</u>
(使用月の始期及び終期)	(使用月の始期及び終期)
第2条 条例第3条第11号に規定する使用月の始期及び終期は、次に定めるところによる。	第2条 [略]
(1) 市水道事業の水道水を使用する場合は、那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)第24条に規定する定例日の翌日を始期とし、次回の定例日をその終期とする。	(1) 市水道事業の水道水(以下「市水道水」という。)を使用する場合は、那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)第24条に規定する定例日の翌日を始期とし、次回の定例日をその終期とする。
(2) [略]	(2) [略]
	<u>(過誤納に係る使用料の精算)</u>
	<u>第14条 管理者は、過誤納金がある場合は、当該過誤納金を遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該過誤納金の還付を受けるべき使用者又は総代人に未納の使用料があるときは、これを当該未納の使用料に充当することができる。</u> <u>2 管理者は、使用者又は総代人の承諾がある場合は、使用料に係る過誤納金を次回以降に徴収する使用料に充当することができる。</u> <u>3 管理者は、第1項のただし書又は前項の規定により充当したときは、その旨を使</u>

(排出汚水量の認定)

第14条 [略]

2 条例第36条第3項ただし書及び第37条第2項ただし書の管理者が設置の必要がないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)～(2) [略]

(3) 一般世帯において、井戸水又は雨水と市水道水を併用する場合で、特に管理者が認めるとき。

3 [略]

4 第2項第3号の場合における排出汚水量は、次に定めるところによる。

(1) 家事のみに使用される井戸水を使用する場合の井戸水に係る排出汚水量は、1使用月につき20立方メートルとする。

(2) 前号に規定する井戸水を市水道水又は他市町村水道水と併用する場合の当該井戸水に係る排出汚水量は、前号の規定にかかわらず、5立方メートルとする。

(3) 雨水を市水道水又は他市町村水道水と併用する場合の当該雨水に係る排出汚水量は、1使用月につき3立方メートルとする。

第15条～第22条 [略]

(使用料等の減免)

第23条 条例第51条第2項の規定による申請は、下水道使用料(占用料)減免申請書(第20号様式)によるものとする。

2 条例第51条第3項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

用者又は総代人に通知するものとする。

(排出汚水量の認定)

第15条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 一般世帯において、家事のみに使用される場合で、特に管理者が認めるとき。

3 [略]

4 [略]

(1) 市水道水以外の水のみを使用する場合の排出汚水量は、1使用月につき15立方メートルとする。

(2) 市水道水以外の水を市水道水と併用する場合の市水道水以外の水に係る排出汚水量は、1使用月につき3立方メートルとする。

第16条～第23条 [略]

第5章 雑則

(督促状の指定期限)

第24条 条例第51条第1項に規定する督促状に指定すべき期限は、その発送の日から15日以内とする。

(使用料等の減免)

第25条 条例第52条第2項の規定による申請は、下水道使用料(占用料)減免申請書(第20号様式)によるものとする。

2 条例第52条第3項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
<u>第24条～第25条</u> [略]	<u>第26条～第27条</u> [略]
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]
[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]
[第14号様式 別記]	[第14号様式 別記]
[第15号様式 別記]	[第15号様式 別記]
[第16号様式 別記]	[第16号様式 別記]
[第17号様式 別記]	[第17号様式 別記]
[第18号様式 別記]	[第18号様式 別記]
[第19号様式 別記]	[第19号様式 別記]
[第20号様式 別記]	[第20号様式 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間に有る全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第15条第2項及び同条第4項の規定は、平成29年4月以後の月分として算定する排出汚水量から適用し、同年3月以前の月分として算定する排出汚水量については、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

第1号様式(第5条関係)

(表)

〔略〕 那覇市上下水道事業管理者 様
〔略〕
〔略〕

(裏)

〔略〕
見取り図
〔略〕

〔改正後 別記〕

第1号様式(第5条関係)

(表)

〔略〕 那覇市上下水道事業管理者 宛
〔略〕
〔略〕

(裏)

〔略〕
見取り図
〔略〕

〔改正前 別記〕

第3号様式(第6条関係)

〔略〕 那覇市上下水道事業管理者 様
〔略〕
〔略〕

〔改正後 別記〕

第3号様式(第6条関係)

〔略〕 那覇市上下水道事業管理者 宛
〔略〕
〔略〕

〔改正前 別記〕

第6号様式(第8条関係)

〔略〕 那覇市上下水道事業管理者 様
〔略〕

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第8条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[略]

[改正前 別記]

第7号様式(第9条関係)

(表)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第9条関係)

(表)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第8号様式(第10条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者様

[略]

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第10条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[略]

[改正前 別記]

第9号様式(第11条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者様
[略]
[略]

[改正後 別記]

第9号様式(第11条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]

第10号様式(第11条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者様
[略]
[略]

[改正後 別記]

第10号様式(第11条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]

第11号様式(第12条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者様
[略]
[略]

[改正後 別記]

第11号様式(第12条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]

第12号様式(第15条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者様
[略]
[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第16条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第13号様式(第16条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 様
[略]
[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第17条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]

第14号様式(第18条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 様
[略]
[略]

[改正後 別記]

第14号様式(第19条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛 [略]
[略]

[改正前 別記]
第15号様式(第18条関係)
[略]

[改正後 別記]
第15号様式(第19条関係)
[略]

[改正前 別記]
第16号様式(第19条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 様
[略]
[略]

[改正後 別記]
第16号様式(第20条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]
第17号様式(第19条関係)
[略]

[改正後 別記]
第17号様式(第20条関係)
[略]

[改正前 別記]
第18号様式(第20条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 様
[略]
[略]

[改正後 別記]
第18号様式(第21条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]

第19号様式(第22条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 様
[略]
[略]

[改正後 別記]

第19号様式(第23条関係)

[略]
那覇市上下水道事業管理者 宛
[略]
[略]

[改正前 別記]

第20号様式(第23条関係)

[略]	
那覇市上下水道事業管理者 様	
[略]	
那覇市下水道条例第51条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
設 置 場 所	[略]
確 認 番 号	第 号
減 免 期 間	[略]
[略]	

[改正後 別記]

第20号様式(第25条関係)

[略]	
那覇市上下水道事業管理者 宛	
[略]	
那覇市下水道条例第52条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
設 置 場 所	[略]
確認番号(水道番号)	第 号(— —)
減 免 期 間	[略]
[略]	

那覇市上下水道局規程第 4 号
平 成 2 9 年 2 月 1 3 日
公 布 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程(平成26年那覇市上下水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 第6章 再生水料金(第23条―第27条) 第7章 雑則(第28条―第30条) 付則 (利用水量の計量) 第24条 利用水量は隔月<u>毎</u>にメーター又は子メーターを計量し、当該計量に係る利用水量を各月均等に利用したものとみなして算定する。<u>ただし、各月の利用水量に1m³の差が生じたときは、当該計量をした日の属する月の前月分の利用水量に加えるものとする。</u> 2 [略] 3 管理者は、利用契約者又は利用者が再生水の利用を休止又は廃止したときは、<u>前項</u>の規定にかかわらずその都度利用水量を計量する。 (再生水料金の徴収) 第26条 再生水料金は、月<u>毎</u>に徴収する。 2 [略] 3 再生水料金の徴収、督促状の発送及び督促手数料の徴収並びに延滞金の徴収については、本市の水道料金の徴収の例による。<u>この場合において、発送される督促状が水道料金の督促状を兼ねているときは、督促手数料を徴収しない。</u>	目次 第1章～第5章 [略] 第6章 再生水料金(第23条―第28条) 第7章 雑則(第29条―第31条) 付則 (利用水量の計量) 第24条 利用水量は隔月<u>ごと</u>にメーター又は子メーターを計量し、当該計量に係る利用水量を各月均等に利用したものとみなして算定する。<u>この場合において、各月の利用水量に1m³の差が生じたときは、当該計量をした日の属する月の前月分の利用水量に加えるものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月、メーター又は子メーターの検針を行い、その日の属する月分として利用水量を算定することができる。</u> 2 [略] 3 管理者は、利用契約者又は利用者が再生水の利用を休止又は廃止したときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらずその都度利用水量を計量する。 (再生水料金の徴収) 第26条 再生水料金は、月<u>ごと</u>に徴収する。<u>ただし、管理者が必要と認めたときは、複数月分を一括徴収することができる。</u> 2 [略]

(再生水料金の減免) <u>第27条</u> 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、再生水料金を減免することができる。 <u>第28条～第30条</u> [略]	(督促状及び遅延損害金) <u>第27条</u> 管理者は、再生水料金を納付期限までに完納しない者(以下この条において「滞納者」という。)があるときは、納付期限後10日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。 <u>2</u> 管理者は、滞納者が第1項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該納付すべき金額に当該指定された期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する利率を乗じて得た額に相当する額の遅延損害金を徴収する。 <u>3</u> 第1項に規定する督促状に指定すべき期限は、その発送の日から15日以内とする。 (再生水料金の減免) <u>第28条</u> 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、再生水料金又は遅延損害金を減免することができる。 <u>第29条～第31条</u> [略]
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第 26 条第 3 項の規定により施行日の前日までに発した督促状に係る督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについては、改正後の第 27 条第 2 項の規定を適用する。

那覇市上下水道局規程第 5 号
平 成 2 9 年 2 月 1 3 日
公 布 済

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程(平成17年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付条件) 第5条 貸付けの条件は、<u>次のとおりとする。</u> (1) [略] (2) <u>遅延利息の率は、年14.6パーセントとする。</u> (償還方法) 第12条 貸付金は、貸し付けた月の翌々月から40月以内の毎月均等分割払により償還するものとする。この場合において、各月の<u>償還金に100円未満の端数が生ずるときは、その分を初回の償還金と合わせて償還するものとする。</u> 2～4 [略] <u>(督促実費金の徴収)</u> 第14条 <u>督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促実費金を徴収する。</u> 2 <u>督促実費金は、償還金に加算して徴収する。</u> <u>(遅延利息の徴収等)</u> 第15条 第5条第2号に定める遅延利息は、<u>第13条により指定された期限の翌日から納付の日までの期間に応じ計算するものとする。</u> 2 <u>遅延利息は、償還金に加算して徴収する。</u>	(貸付条件) 第5条 貸付けの条件は、<u>次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げるとおりとする。</u> (1) [略] (2) <u>遅延損害金の率は、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する利率とする。</u> (償還方法) 第12条 貸付金は、貸し付けた月の翌々月から40月以内の毎月均等分割払により償還するものとする。この場合において、各月の<u>償還すべき金額(以下「償還金」という。)に100円未満の端数が生ずるときは、その分を初回の償還金と合わせて償還するものとする。</u> 2～4 [略] <u>(遅延損害金の徴収等)</u> 第14条 管理者は、償還期限までに償還しない者が第13条第1項の規定により指定された期限までにその<u>償還すべき金額を償還しないときは、当該償還すべき金額に当該指定された期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金を徴収する。</u> 2 <u>遅延損害金は、償還金に加算して徴収する。</u>

(償還期限の延長) <u>第16条</u> 管理者は、資金の貸付けを受けた者が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により貸付金を償還することが困難になったと認めるときは、償還期限を延長することができる。この場合において、既に発生した<u>督促実費金及び遅延利息</u>は、徴収するものとする。 2 [略] (貸付決定の取消し等) <u>第17条～第19条</u> [略] (借用証書の返還) <u>第20条</u> 管理者は、借受人が貸付金並びにそれに係る<u>督促実費金及び遅延利息</u>を完納したときは、遅滞なく第10条の規定により提出された水洗便所改造等資金借用証書を返還するものとする。 [第5号様式 別記]	(償還期限の延長) <u>第15条</u> 管理者は、資金の貸付けを受けた者が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により貸付金を償還することが困難になったと認めるときは、償還期限を延長することができる。この場合において、既に発生した<u>遅延損害金</u>は、徴収するものとする。 2 [略] (貸付決定の取消し等) <u>第16条～第18条</u> [略] (借用証書の返還) <u>第19条</u> 管理者は、借受人が貸付金及び<u>遅延損害金</u>を完納したときは、遅滞なく第10条の規定により提出された水洗便所改造等資金借用証書を返還するものとする。 [第5号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の第5条第2号の定めにより施行日の前日までに発した督促状に係る督促実費金及び遅延利息については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の遅延利息のうち施行日以後の期間に対応するものについては、改正後の第5条第2号の規定を適用する。

[改正前 別記]

第5号様式(第16条関係)

[略]

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程第16条の規定により、次のとおり水

洗便所改造等貸付金の償還期限の延長を申請します。

[略]

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第15条関係)

[略]

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程第15条の規定により、次のとおり水洗便所改造等貸付金の償還期限の延長を申請します。

[略]

[略]

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 46 号

平 成 2 9 年 1 月 2 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり指定工事店の取消しを告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 453 号
指定工事店名	有限会社 五和工業
営業所所在地	宜野湾市野嵩 2 丁目 32 番 8 号
代表者名	嘉手納 靖
取消し日	平成 29 年 1 月 18 日
取消し理由	事業範囲の縮小

那覇市上下水道局告示第 47 号
平 成 2 9 年 2 月 8 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
61	株式会社 クリエイト E S	那覇市牧志 1 丁目 20 番 19 号	金城 和江